

狭山市稲荷山環境センター

長寿命化総合計画策定業務委託

特記仕様書

第1章 総 則

第1節 業務の目的

本業務は、狭山市（以下、「本市」という。）が設置する狭山市稲荷山環境センターを良好な管理の下で長期的に稼働させるために、現在に至るまでの補修履歴等及び現状を把握した上で、効果的な整備による施設の安全性及び信頼性の向上や、長寿命化及び大規模改修等に係る費用等を縮減した長寿命化総合計画及び循環型社会形成推進交付金制度等の活用に必要な計画の策定を目的とする。

第2節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が計画している「狭山市稲荷山環境センター長寿命化総合計画策定業務委託」に適用するもので、受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても計画策定上必要と思われることについては、本市と協議のうえこれを行うものとする。

第3節 業務名称

狭山市稲荷山環境センター長寿命化総合計画策定業務委託

第4節 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第5節 関係法令等

受託者は、業務実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害廃棄物対策指針の他、関係する法令、規則、細則等に従うものとする。

第6節 業務管理

1. 受託者は過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に地方公共団体からごみ焼却施設の長寿命化総合計画策定業務を元請受注し、完了した実績を有すること。
2. 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、技術力及び経験を有する技術者、または、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。
3. 管理技術者は過去10年間にごみ焼却施設の長寿命化総合計画策定業務履行の実績を有する技術士（衛生工学部門（廃棄物関係）又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係））の資格を有するものとする。

第7節 打合せ協議

受託者は、本市と打合せを行った場合は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を2部作成し、本市の監督職員と受託者の管理技術者が確実に確認し合い、捺印のうえ、それぞれが各1部を保管するものとする。

第8節 資料の貸与

業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うが、本市が保有する資料については貸与する。受託者は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却すること。

第9節 個人情報の取り扱い・品質管理等

受託者は、個人情報の取扱い、品質管理等の観点より、下記外部機関の認証取得を受けているものとする。なお、受託者は契約後速やかに認証取得を証明する書類（コピー）を提出するものとする。

- ① IS09001（品質マネジメントシステム）
- ② IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ③ IS015001（プライバシーマーク）
- ④ IS014001（環境マネジメントシステム）
- ⑤ レジリエンス認証

第10節 成果品の提出

受託者は以下に示す成果品を納入すること。なお、詳細については、本市との協議により決定すること。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 長寿命化総合計画（A4判くるみ製本） | 3部 |
| ② 費用対効果分析書（電子データ） | 1式 |
| ③ 補助金交付申請書（電子データ） | 1式 |
| ④ 議事録 | 1式 |
| ⑤ 上記①～④ 電子データ（CD-R） | 1式 |

第2章 業務内容

長寿命化総合計画は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（令和3年3月、環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）」に基づき作成する。

また、対象施設の基幹的設備改良工事は「令和9年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）」を活用する予定であり、補助金申請に必要な二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金応募申請書の作成支援及び費用対効果分析書の作成を行う。

第1節 対象施設

施設名称	狭山市稲荷山環境センター
施設区分	焼却処理施設
所在地	狭山市稲荷山1丁目12番地1
焼却炉方式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	165 t / 日（55 t / 24h × 3 炉）
建設工期	平成5年6月～平成8年10月（平成8年4月竣工）
総工事費	124億7,330万円
基幹改良工事	平成26年12月～平成31年3月
基幹改良工事費	13億9,670万円
敷地面積	15,131.11 m ²

第2節 施設概要の整理

1. 施設の現状調査

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者名、処理方式、処理工程等を整理する。

2. 維持補修履歴の調査

長寿命化計画の基礎資料として、補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理する。また、今後の長寿命化計画の作成・見直しに有効に活用できるように整理し作成する。補修費用等の内訳についても過去の実績を整理して、補修費用の算出資料とする。

第3節 施設保全計画の作成

1. 主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器について、重要度を勘案しつつ、長寿命化計画を立案する際に計画の対象となる重要度の高い設備・機器のリストを作成する。

2. 設備・機器の保全方法の選定

設備・機器に対して重要性等を踏まえて、事後保全、時間基準保全、状態基準保全の保全方法を選定し、「4. 機器別管理基準の作成」に反映する

3. 機能診断手法の検討

劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について、必要な機能診断調査項目を検討する。機能診断項目は、主要な設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定め、たうえて「4. 機器別管理基準の作成」に盛り込む。

4. 機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、保全方式、評価方法、管理値、診断頻度等の管理基準を作成する。

5. 健全度の評価、劣化の予測、整備スケジュールの検討

機器別管理基準に基づいて機能診断調査や各種点検を行い、その結果を整理しデータベース化する。得られた最新の設備・機器の状態をもとに、各設備・機器の健全度を評価し、その健全度や過去の履歴（主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等）も考慮して、劣化の予測を行う。

劣化の予測結果に基づき、整備スケジュールを作成する。

第4節 延命化計画の作成

1. 延命化の目標設定

将来計画などを基に施設をどの程度延命化する予定か、その概ねの目標年数を設定する。また、延命化に向け目標とする性能水準、改良が必要となる設備・機器を抽出し、延命化への対応策の検討に向けた条件、検討課題や留意点などを整理する。

2. 延命化への対応検討

延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲などの情報をもとに、延命化工事の効率的かつ効果的な実施時期の検討を行う。

3. 延命化の効果検証

「延命化を行う場合」と延命化対策を実施しないで「施設更新する場合」との比較・評価を行い、延命化の効果をまとめ明らかにする。

4. 延命化の効果のまとめ

比較結果を基に延命化の効果について整理を行い取りまとめる。

5. 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果

「廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル（令和3年4月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）」を基に、延命化対策によって削減される二酸化炭素排出量を算定し、その効果を整理し取りまとめる。

6. 延命化計画のまとめ

延命化工事の実施に向け、延命化計画の内容についてまとめる。

第5節 費用対効果分析

対象施設の基幹的設備改良工事を実施することによる効果を明らかにするために、衛環第18号(平成12年3月10日)に基づき、費用対効果分析を行う。

第6節 補助金応募申請書の作成支援

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）」の公募要領（以下「公募要領」という）に基づき、令和9年4月に提出する予定の以下の書類を作成する。なお、令和9年度の公募要領は令和9年度に公表予定であることから、令和8年度の公募要領に基づき作成するものとする。

- ① 交付申請書 【様式 A-1】
- ② 交付申請額表 【様式 A-2】
- ③ 事業費財源表 【様式 A-3】
- ④ 設備改良統括表
- ⑤ 事業費統括表
- ⑥ 長寿命化計画
- ⑦ CO2 排出削減効果算定書
- ⑧ 地域計画（承認書を含む）
- ⑨ 施設の処理フロー図
- ⑩ 施設のシステム構成図
- ⑪ 施設平面図
- ⑫ 工場パンフレット
- ⑬ 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況